

○北広島町スポーツ大会参加助成金交付申請等要領

平成 26 年 10 月 27 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、北広島町スポーツ大会参加助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）
第 3 条の助成金申請等の手続きについて定めるものとする。

(助成金の交付申請)

第 2 条 助成金の交付を受けようとする個人・団体は、様式第 1 号による助成金交付申請書に、
次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 大会参加を証明できる資料
- (2) その他町長が必要と認める書類

2 前項の書類は、それぞれ助成申請ごとに作成しなければならない。それぞれ提出部数は
1 部とする。

3 交付要綱第 2 条の表第 1 項の全国高等学校野球選手権大会又は選抜高等学校野球大会
に係る助成金の交付申請については、事業計画書及び収支計画書を町長に提出しなければならない。

4 学校・団体に所属する個人が交付申請を行う場合は、様式第 2 号の委任状により学校・
団体が委任を受けて申請することができる。

(助成金の交付決定)

第 3 条 町長は、前条の申請を受理したときは、これを審査し、適当と認める場合に助成金の
交付を決定し、様式第 3 号による助成金交付決定通知書によりその旨を申請者に通知する。

2 町長が特に必要と認めたときは、現地調査等必要な事項について調査し適当と認めた
ときは助成金の交付を決定する。

3 助成金交付の決定には助成金交付の目的を達成するため、必要な条件を付することがあ
る。

(助成金の請求)

第 4 条 助成金の交付決定を受けた団体は、助成金交付請求書（様式第 5 号）を町長に提出す
るものとする。

(指示)

第 5 条 町長は、助成金の交付を受けた個人・団体に対して、助成金の使用に関して必要な指
示をすることがある。

(結果の報告)

第 6 条 助成金の交付を受けた個人・団体は、助成金の対象となった大会への参加後遅滞なく
結果報告書（様式第 4 号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 大会参加を証明できる資料
- (2) その他町長が必要と認める書類

2 交付要綱第 2 条の全国高等学校野球選手権大会又は選抜高等学校野球大会に係る助成
金の結果の報告については、事業実績書及び収支実績書を町長に提出しなければならない。

(助成金交付決定の取消し又は助成金の返還)

第7条 町長は、助成金交付の決定通知を受けた個人・団体が、次の各号のいずれかに該当するときは助成金交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 助成金交付の条件に違反したとき。
- (3) 助成金を他の用途に使用したとき。

2 町長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは様式第6号による助成金還付命令書により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(準用)

第8条 町長は、前条に基づき処分をした場合については、第4条の規定を準用する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年10月27日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
様式(省略)